

保険料水準の統一に向けた状況及びご意見等

1 保険料水準の統一について

○「保険料水準の統一」とは

同一都道府県内において、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準となること（完全統一）

※法令等による明確な定義はなく、内容、時期については地域の実情に応じ都道府県ごとに決めることとされている

- ・岐阜県においては、県国民健康保険運営方針に次のとおり記載。

＜県国民健康保険運営方針（令和3年度～令和5年度）（抜粋）＞

【基本的な考え方】

○県単位化という制度改正の趣旨に鑑み、県内被保険者間の負担の公平化及び市町村の枠を越えて支え合う医療保険制度を構築していく観点から、将来的な保険料水準の県内統一を目指します。

【統一の方法（保険料水準統一の定義）】

○県が算定する市町村標準保険料率を、すべての市町村において同一とすることをもって保険料水準の県内統一とします。

【統一に向けた基本方針】

○令和6年度から、統一に向けた市町村納付金の算定方法を段階的に導入していくことを目指します。

2 令和6年度からの段階的導入方法

- ・保険料水準の統一に向けた第一段階となる、医療費指数反映係数（ α ）の変更に係る令和6年度からの段階的な導入方法について、令和5年3月3日の県国民健康保険連携会議で合意。

（県国民健康保険連携会議での合意内容）

○医療費指数反映係数（ α ）の変更について

令和6年度から令和11年度までの6年間で、次のとおり段階的に α を0に引き下げる。（激変の回避を考慮）

| | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| α の値 | 0.833 | 0.667 | 0.500 | 0.333 | 0.167 | 0 |

○保険料水準の統一を進める際のインセンティブについて

保険料水準の統一を進める際の、収納率向上に係るモラルハザー

ドの防止及び α の変更に伴い納付金が増加する団体への経過措置として、次のインセンティブ（財政支援）を実施する。

(1) インセンティブ①【既存・継続】 ※県繰入金2号分による既存の交付金
・ 収納率に応じたインセンティブ

(2) インセンティブ②【新設】
・ 医療費水準に応じたインセンティブ
実施期間：令和6年度から $\alpha=0$ となる令和11年度までの6年間
財源案：保険者努力支援交付金（事業費連動分）、県繰入金2号分

参考：資料3-2～3-4

3 市町村からのご意見等

国民健康保険に係る保険料水準の統一に関する検討状況（令和5年3月24日付国保第679号）に関する意見等

(1) 意見
・ 保険料水準の統一に向けた令和6年度からの段階的導入方法について、賛同する。

(2) 要望
＜スケジュールについて＞
・ 市町村が独自に行ってきた既存の取り組み（減免制度や保険料賦課割合等）の見直し・廃止を進めるため、今後の進め方の方針や達成時期等を示してほしい。
・ 完全統一に向けた手順、工程表を早期に作成してほしい。

＜インセンティブについて＞
・ $\alpha=0$ に向けた取組において実施されるインセンティブは確実に実施してほしい。
・ 納付金が急激に増加する場合への配慮をしてほしい。
・ 結果として収納率の低下を招かないよう配慮してほしい。

＜その他＞
・ 市町村に対して必要な支援・助言を行ってほしい。
・ 県は市町村と一体となって医療費の適正化の有効な取り組みを行い、医療費水準の格差縮減を着実に進める主導的な役割を果たしてほしい。
・ 「医療費適正化計画」において、医療費水準の格差の分析と効果的な施策を示してほしい。